

弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目18番28号 KSビル6階
TEL (052) 962-9556 FAX (052) 962-9570

訴 状

令和4年10月19日

名古屋地方裁判所 御中

原告訴訟代理人（担当）弁護士 吉野 彩



同 （担当）弁護士 植木 祐



請求異議事件

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

訴訟物の価額 5000円

貼用印紙額 1000円



請求の趣旨

1. 被告の原告に対する名古屋高等裁判所令和3年（ネ）第702号（原審：名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第4729号）損害賠償請求控訴事件の執行力のある判決正本に基づく強制執行を許さない。
 2. 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

第1 債務名義

- 1 名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第4729号損害賠償請求事件について、原審裁判所は、被告（当該事件の原告）の請求を棄却した（甲2）。
- 2 しかし、名古屋高等裁判所令和3年（ネ）第702号損害賠償請求控訴事件について、控訴審裁判所は、令和4年1月27日、被告（当該事件の控訴人）の請求を一部認容し、原告（当該事件の被控訴人）は、被告に対し、5000円及びこれに対する令和2年3

弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目18番28号 KSビル6階
TEL (052) 962-9556 FAX (052) 962-9570

月 31 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払えとの判決を言渡した（甲 1）。

3 前記 2 の判決について、原告と被告の双方が最高裁判所に上訴したが、令和 4 年 8 月 23 日、上告棄却及び上告不受理の決定により、名古屋高等裁判所令和 3 年（ネ）第 702 号損害賠償請求控訴事件の判決が確定した（甲 3 の 1・2）。

4 被告は、前記 2 の債務名義に基づき、民事執行申立てを行い（名古屋地方裁判所令和 4 年（執イ）第 556 号）、令和 4 年 10 月 17 日、名古屋地方裁判所所属の執行官成田慎一は、原告所有の冷蔵庫、電子レンジ及びシュレッダーの動産差押えを行った。（甲 5）

5 令和 4 年 10 月 5 日時点における前記 2 の債務名義に基づく原告の被告に対する債務、及び令和 4 年 10 月 17 日時点までの執行費用の合計額は、1 万 4835 円である。（甲 5・3 頁、6 頁）

第 2 訴訟費用額による相殺

1 原告は、最高裁判所から貴庁への記録の返戻を待って、令和 4 年 10 月 5 日、貴庁に対し、名古屋地方裁判所令和 2 年（ワ）第 4729 号・名古屋高等裁判所令和 3 年（ネ）第 702 号の各事件の訴訟費用額確定処分を申立てた。被告が負担すべき訴訟費用額は 3 万 0212 円であり、前記第 1 記載の債務名義記載の原告の被告に対する債務額及び名古屋地方裁判所令和 4 年（執イ）第 556 号民事執行申立事件に係る執行費用の合計額を下らない。（甲 4 の 1・2）

2 原告は、本訴状の送達をもって、名古屋地方裁判所令和 2 年（ワ）第 4729 号・名古屋高等裁判所令和 3 年（ネ）第 702 号の各事件に係る被告が負担すべき訴訟費用額と、前記第 1 の 2 の判決正本記載の原告の被告に対する債務額及び名古屋地方裁判所令和 4

弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目18番28号 KSビル6階
TEL (052) 962-9556 FAX (052) 962-9570

年（執イ）第556号民事執行申立事件に係る執行費用とを、対当額で相殺する旨の意思表示をなす。

3 よって、被告の原告に対する名古屋高等裁判所令和3年（ネ）第702号損害賠償請求控訴事件の執行力のある判決正本に記載された、原告の被告に対する債務は消滅したので、原告は、民事執行法35条1項に基づき、かかる債務名義に基づく強制執行を不許とすることを求める。

証 拠 方 法

- 甲1 判決正本（名古屋高等裁判所令和3年（ネ）第702号）
- 甲2 判決正本（名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第4729号）
- 甲3の1 調書（決定）（最高裁判所令和4年（オ）第663号・同令和4年（受）第818号）
- 甲3の2 調書（決定）（最高裁判所令和4年（受）第819号）
- 甲4の1 訴訟費用額確定処分申立書
- 甲4の2 訴訟費用額確定処分申立書訂正申立書
- 甲5 執行記録（債務名義たる判決正本及び執行文を除く。）

附 属 書 類

- | | |
|----------|-----|
| 1 委任状 | 1通 |
| 2 資格証明書 | 1通 |
| 3 訴状副本 | 1通 |
| 4 甲号証の写し | 各1通 |

以上

(別紙)

当事者目録

名古屋市天白区御前場町 258 番地

原告 医療法人社団幹和会

上記代表者 理事長 鬼 武 義 幹

名古屋市中区丸の内三丁目 1 8 番 2 8 号 K S ビル 6 階

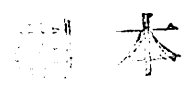
弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所 (送達場所)

原告訴訟代理人 (担当) 弁護士	吉	野	彩	子
同 (担当) 弁護士	植	木	祐	矢
同 弁護士	後	藤	昭	樹
同 弁護士	太	田	博	之
同 弁護士	立	岡		亘
同 弁護士	中	村	勝	己
同 弁護士	服	部	千	鶴
同 弁護士	吉	野	彩	子
同 弁護士	太	田		成
同 弁護士	水	野	吉	博
同 弁護士	長	坂	早 余	子
同 弁護士	萩	原	文	孝
同 弁護士	小	林	香	澄

名古屋市緑区滝ノ水 2 丁目 1702 番地の 11

被告 多 田 雅 史

以上



原告 医療法人社団幹和会

被告 多田 雅史

訴状訂正申立書（補充書）

令和4年10月20日

名古屋地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 吉野 彩



同 弁護士 植木 祐



上記当事者間の請求異議事件に係る訴状記載の請求原因につき、下記のとおり訂正を申立てる。

記

第1 訴状第2の2について

[訂正後の請求の原因（訂正箇所を下線部で示す。）]

2 原告は、本訴状の送達をもって、名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第4729号・名古屋高等裁判所令和3年（ネ）第702号の各事件に係る被告が負担すべき訴訟費用額と、前記第1の2の判決正本記載の原告の被告に対する不法行為債務を除く債務額及び名古屋地方裁判所令和4年（執イ）第556号民事執行申立事件に係る執行費用とを、対当額で相殺する旨の意思表示をなす。

また、原告は、前記第1の2の判決正本記載の原告の被告に対する不法行為債務5000円につき、令和4年10月20日、被告名義の預金口座に振り込む方法により弁済した（甲6）。

[訂正の理由]

本件は、そもそも強制執行による権利の実現に馴染まない事案であり、原告としては、強制執行費用を含む全額の任意弁済に応

弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目18番28号 KSビル6階
TEL (052) 962-9556 FAX (052) 962-9570

じる考えはない。しかし、不法行為債権を受働債権とする相殺は、現行民法 509 条において一律に禁止されていないものの、本件には、改正前民法 509 条が適用され、少なくとも原告の被告に対する不法行為債務の相殺の可否が争点となる可能性があるので、当該部分に限り弁済による消滅を補充して主張する。

但し、原告は、訴訟費用額確定の後、被告に対し、被告が負担すべき前訴の訴訟費用額の支払を請求する予定である。

以上